

個人データ処理約款（DPA）

本個人データ処理約款（Data Processing Agreement、以下「本約款」という。）は、お客様（以下「甲」という。）と株式会社 ecbeing（以下「乙」という。）との間の主契約（乙所定のサービス提供に係る契約をいい、見積書に記載の契約条件を含む。以下「主契約」という。）に基づき、乙が甲から委託を受けて個人データを処理する場合に適用される、乙所定の標準条件である。本約款は、主契約において本約款を適用することが定められたサービス（以下「本サービス」という。）について乙が処理者として取り扱う個人データに適用し、乙が提供するその他の製品またはサービスには当然には適用しない。本約款は主契約の一部を構成し、EU 一般データ保護規則（GDPR）第 28 条その他適用のあるデータ保護法令への対応を目的とする。本約款は、適用データ保護法令が適用される限りにおいて適用する。甲以外の第三者が本サービスを利用する場合、甲は当該第三者にも本約款の条件を遵守させるものとする。

第 1 条 [定義]

本約款において、次の各号の用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. **個人データ**とは、識別された、または識別され得る個人に関する情報をいう。
2. **処理**とは、個人データに対して行う取得、記録、保管、利用、提供、削除その他の一切の取扱いをいう。
3. **管理者**とは、個人データの処理の目的および方法を決定する者をいい、本約款では甲がこれにあたる。
4. **処理者**とは、管理者に代わって個人データを処理する者をいい、本約款では乙がこれにあたる。
5. **サブプロセッサ**とは、乙が個人データの処理の一部を再委託する第三者をいう。
6. **データ主体**とは、個人データによって識別される個人をいう。
7. **個人データ侵害**とは、乙が処理する個人データの漏えい、滅失、毀損その他の安全を損なう事態をいう。
8. **適用データ保護法令**とは、GDPR、英国 GDPR、CCPA／CPRA その他、本約款に基づく処理に適用される個人データの保護に関する法令をいう。
9. **DSAR**とは、データ主体が自己の個人データについて行う開示・訂正・削除・利用停止等の請求をいう。

第 2 条 [当事者の役割および適用範囲]

1. 乙は、甲（管理者）から委託を受けて処理する個人データについて、処理者として本約款に従い取り扱う。
2. 乙が、適用されるデータ保護法令で許容される範囲において、セキュリティの確保、不正利用の防止、障害対応、および個人を特定しない統計的なサービス改善のために自ら目的および方法を決定して個人データを取り扱う場合、その限りにおいて乙は管理者として、乙の個人情報保護方針に従い取り扱う。乙が自ら取得する個人データ（採用応募・お問い合わせ等）についても同様とする。
3. 甲が別途契約する決済事業者・MoR 事業者（Stripe、Global-e 等）その他甲が自ら契約する外部サービスが、自らの立場で取り扱う個人データは、本約款の対象外であり、これらの事業者は乙のサブプロセッサではない。

第 3 条 [甲の義務および保証]

1. 甲は、個人データを乙に提供し、乙に処理させるために必要な権利、許可および同意を、適法に有していることを表明し、保証する。
2. 甲は、データ主体がその権利を行使できるようにする責任を負う。
3. 甲は、適用データ保護法令に基づく自らの義務（乙の安全管理措置が甲自身の義務に照らして十分かどうかの評価を含む。）を、単独で判断する責任を負う。
4. 甲は、オプトアウトの権利を行使した個人の個人データ、または必要な同意を得ていない機微な個人情報を、乙に提供しないものとする。
5. 乙は、甲の適用データ保護法令上の義務について、解釈または助言を行う義務を負わない。

第 4 条 [甲の指示に基づく処理]

1. 乙は、甲が文書（電子的方法によるものを含む。）で与える指示の範囲内でのみ、個人データを処理する。ただし、乙に適用される法令により処理が求められる場合は、この限りでない。この場合、乙は、当該法令が禁じない限り、処理に先立ってその旨を甲に通知する。
2. 乙は、甲の指示が適用データ保護法令に違反すると合理的に判断した場合、その旨を甲に通知する。ただし、乙は甲の適用データ保護法令の遵守状況を積極的に監視する義務を負わない。

第 5 条 [秘密保持]

乙は、個人データの処理に関与する乙の役職員その他の処理担当者に対して、適切な秘密保持義務を課し、これらの者に、本約款の目的の範囲を超えて個人データを取り扱わせない。

第 6 条 [安全管理措置]

1. 乙は、個人データの漏えい、滅失または毀損等を防止するため、処理の性質、範囲および目的ならびにリスクを考慮し、適用データ保護法令に照らして適切な技術的および組織的な安全管理措置を講じる。乙が講じる措置の概要は、付録 B に定めるところとする。

2. 乙は、クレジットカード情報（カード番号およびセキュリティコードを含む。）を保持せず、また処理しない。決済に関するカード情報は、決済代行会社その他の外部サービスにおいて取り扱われる。

第7条 [サブプロセッサ]

1. 甲は、乙が個人データの処理の一部をサブプロセッサに委託することを、あらかじめ一般的に承認する。
2. 乙は、現在のサブプロセッサを、別紙「サブプロセッサ公開一覧」において開示する。当該一覧に掲載する対象は、個人データを処理する再委託先に限る。
3. 乙は、サブプロセッサを追加または変更する場合、原則としてその効力発生日の30日前までに、当該一覧の更新その他乙所定の方法により、甲に通知する。ただし、セキュリティ上の緊急の必要その他やむを得ない事由がある場合は、事後遅滞なく通知することで足りる。
4. 甲は、前項の通知の後、合理的なデータ保護上の理由により異議を申し立てることができる。乙が当該異議に対応できない場合、甲は、通知の後30日以内に、影響を受けるサービスの利用を主契約に従って終了することができる。
5. 乙は、サブプロセッサに対し、本約款に定める義務と同等の義務を課す。サブプロセッサが当該義務を履行しない場合、乙は、甲に対し、乙自身による履行の場合と同様に、本約款および主契約（責任の制限に関する定めを含む。）に従って責任を負う。
6. 甲が別途契約する決済事業者・MoR事業者（Stripe、Global-e等）は、乙のサブプロセッサではない。

第8条 [データ主体の権利（DSAR）への協力]

乙は、DSARに対して甲が対応するために、合理的な技術的および組織的な支援を行う。乙がデータ主体から直接DSARを受けた場合、乙は、法令で認められる範囲で、これを甲に取り次ぎ、甲の指示に従って対応する。また乙は、適用される法令により甲に義務づけられる場合、甲が実施するデータ保護影響評価（DPIA）及び監督機関との事前協議について、乙が保有する情報の範囲で合理的に協力する。

第9条 [個人データ侵害の通知]

乙は、乙が処理する個人データについて個人データ侵害を知った場合、遅滞なく甲に通知し、甲が必要な対応を行うために合理的に入手可能な範囲で情報を提供する。本条に基づく乙の通知または対応は、乙の過失または責任を認めるものではない。

第10条 [終了時の返還・削除]

主契約または本約款が終了した場合、乙は、甲の選択に従い、処理に係る個人データを返還し、または削除する。ただし、乙に適用される法令により保存が求められる個人データ、および乙の標準的なバックアップ保持サイクルの範囲で一時的に残存する個人データについては、当該範囲においてこれを保持することができ、通常の保持期間の経過後に消去する。

第11条 [監査への協力]

1. 乙は、本約款の遵守状況を確認するために必要な情報を、合理的な範囲で甲に提供する。
2. 前項の確認は、乙所定の情報（セキュリティに関する方針・規程の要約、質問票への回答、乙が保有する場合の第三者認証・監査報告書等）の提供をもって行うことを原則とする。
3. 前項の情報によっては遵守状況の確認に不十分であると甲が合理的に判断する場合に限り、甲は、事前の書面による通知のうえ、乙の営業時間内に、乙の事業を不当に妨げない方法で、監査を実施することができる。当該監査は、守秘義務を負う独立した第三者により乙の拠点において実施するものとし、年1回を上限とし、その費用は甲の負担とする。

第12条 [個人データの越境移転]

1. 乙は、個人データを、原則として日本国内において保管し、処理する。
2. 日本は、EUおよび英国から十分性認定を受けているため、EEAまたは英国から日本への個人データの移転については、原則として標準契約条項（SCC）等の追加的な移転手段を要しない。乙は、十分性認定に付された補完的ルールを含む、適用される移転の条件を順守する。
3. 十分性認定が及ばない国または地域への移転（日本国外のサブプロセッサまたはクラウドリージョンの利用を含む。）を行う場合に限り、乙は、標準契約条項（SCC）その他の適法な移転手段により、当該移転を補完する。

第13条 [米国カリフォルニア州法（CCPA／CPRA）に関する特則]

本条は、CCPA／CPRAが適用される個人情報について、適用される限りにおいて適用する。

1. 乙は、CCPA／CPRAにいうサービスプロバイダまたは受託者として、甲の個人情報を取り扱う。
2. 乙は、主契約および甲の指示に定める事業上の目的の範囲を超えて、個人情報を保持し、利用し、または開示しない。
3. 乙は、個人情報を「販売」または「共有」しない。
4. 乙が、甲の指示に基づき、甲が自ら選定し契約する外部サービス（乙のサブプロセッサではないものをいい、決済事業者・MoR事業者・アクセス解析・外部倉庫（WMS）等を含む。）へ個人情報を送信し、または当該サービスと連携する場合であっても、当該送信・連携は乙による「販売」または「共有」に該当しない。
5. 乙は、甲から受領した個人情報を、他の情報源から取得した個人情報等と結合しない。ただし、法令で認められる場合はこの限りでない。
6. 乙は、甲が消費者の権利行使に対応するために、合理的な支援を行う。
7. 乙は、CCPA／CPRAに基づく本条の義務を遵守できない、または遵守できなくなったと判断した場合、遅滞なく甲に通知する。

8. 前号の通知を受けた場合、甲は、乙と協議の上、乙の事業を不当に妨げない合理的かつ適切な範囲で、個人情報の不正な取扱いを停止しまたは是正するために必要な措置を講じることを乙に求めることができ、乙はこれに合理的に協力する。

第 14 条 [責任・改定・一般条項]

- 1. 本約款は、主契約の一部を構成する。個人データの取扱いに関し本約款と主契約その他の合意との間に齟齬があるときは、本約款が優先するものとする。
- 2. 乙は、乙のウェブサイトへの掲載その他乙所定の方法により本約款を随時改定することができる。改定後の本約款は掲載日その他乙が定める日から効力を生じ、当該日以後に甲が本サービスの利用を継続したときは、当該改定に同意したものとみなす。
- 3. 本約款に定めのない事項、ならびに乙の責任の制限、準拠法および裁判管轄は、主契約の定めによる。

付録 A 処理の明細

データ主体の類型	甲の越境 EC サイトの会員・購入者・お問い合わせ者（ゲストを含む）。
個人データの種類	氏名、住所、電話番号、メールアドレス、会員 ID、注文・配送に関する情報、お問い合わせ・権利行使（DSAR）の内容、Cookie 識別子・同意記録 等。 ※クレジットカード情報（カード番号・セキュリティコード）は乙では取り扱わない（決済事業者側で処理）。特別な種類の個人データ（機微情報）は原則取り扱わない。
処理の目的	越境 EC サイトの構築・運用・保守、注文処理および配送連携、多言語表示、同意管理（Cookie）、本人の権利行使（開示・削除等）への対応 等。
処理の性質	個人データの保管・利用、外部事業者（決済・配送等）への提供、削除（匿名化）等。
処理の頻度	継続的。
処理の期間	主契約の有効期間中とし、終了時の取扱いは第 10 条による。
監督機関	個人情報保護委員会（日本）。EU（GDPR）・英国等の法令が適用される個人データについては、当該法域の監督機関（EU 各国のデータ保護監督機関・英国 ICO 等）による。

本付録は越境オプションに共通の標準記載である。案件固有の事項が生じる場合は主契約・申込において補い、本約款は個別に改定しない。

付録 B 安全管理措置（TOMs）の概要

- アクセス制御（権限管理・認証）
- 通信および保存データの暗号化
- アクセスログ・操作記録の取得
- 脆弱性対策・セキュリティ診断の実施
- 物理的および組織的な管理措置
- 従業員に対する教育・訓練

付録 C サブプロセッサ

現在のサブプロセッサは、別紙「サブプロセッサ公開一覧」に定めるとおりとする。掲載の対象は、個人データを処理する再委託先に限る。

以 上

2026年8月3日 制定 発効